**徳島県告示第５３０号**

森林法（昭和26年法律第２４９号）第５条第１項の規定に基づき地域森林計画をたてたいので、同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和８年10月23日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

２　縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課、徳島県徳島農林事務所、徳島県吉野川農林事務所、徳島県美馬農林事務所及び徳島県三好農林事務所

３　縦覧期間

令和８年10月23日から

令和８年11月23日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。